第120期
定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

日　時

2021年6月24日（木曜日）
午前10時

場　所

宮崎市広島２丁目１番31号
当行本店２階会議室
（末尾に記載の「会場ご案内図」を
ご参照のうえご来場ください）

株主さまへのお願い
本総会は、株主さまの安全確保および新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に最大限努めたうえで開催いたします。株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場の検討を賜りますようお願い申しあげます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、下記のウェブサイトにおいてお知らせいたします。
(https://www.taiyobank.co.jp/)

目次

第120期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知……　1

(添付書類)
第120期事業報告 ……　6
計算書類 ……　28
連結計算書類 ……　31
監査報告書 ……　34

(株主総会参考書類)
第１号議案　剰余金の処分の件 ……　39
第２号議案　定款一部変更の件 ……　40
第３号議案　監査等委員でない取締役9名選任の件……　46
第４号議案　監査等委員である取締役4名選任の件……　53

(普通株主様による種類株主総会参考書類)
議　　案　定款一部変更の件 ……　56

株主総会会場ご案内図

（証券コード 8560）
株式会社**宮崎太陽銀行**

（証券コード 8560）
2021年６月３日

株　主　各　位

宮崎市広島２丁目１番31号
株式会社**宮崎太陽銀行**
取締役頭取　林 田 洋 二

第120期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。
　さて、当行第120期定時株主総会および普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

　本定時株主総会には、第２号議案として「定款一部変更の件」を上程いたします。この議案につきましては、会社法第322条第１項に基づくご決議をいただくため、普通株主様による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

**　なお、新型コロナウイルスの感染防止のため、株主総会開催にあたり各種対策を実施いたしますので、ご来場の株主さまにはご協力いただきますようお願い申しあげます。**
**　また、当日のご来場に代えて書面または電磁的方法（インターネット等）のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2021年６月23日（水曜日）午後５時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）午前10時
２．場　　所　宮崎市広島２丁目１番31号　当行本店２階会議室
(末尾に記載の「会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください)
３．目的事項
報告事項
１．第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
２．第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　　剰余金の処分の件
第２号議案　　定款一部変更の件
第３号議案　　監査等委員でない取締役９名選任の件
第４号議案　　監査等委員である取締役４名選任の件
（普通株主様による種類株主総会）
決議事項
議　　案　　定款一部変更の件

以　上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全第一を考え、株主総会を以下のとおり運営させていただきます。
何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申しあげます。

- 会場の当行役職員は検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対いたします。
- 会場にご来場の株主さまにおかれましても、手指の消毒とマスク着用をお願いいたします。
- 会場にご来場される全ての株主さまには、検温させていただく予定です。
- 発熱が確認された場合やご体調の優れない株主さまには入場をお断りさせていただく場合がございます。
- その他にも感染予防のための措置を講じていく予定です。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。（https://www.taiyobank.co.jp/）

議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」（４頁～５頁）をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

(1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
(2) インターネットと議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。

1．本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.taiyobank.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
2．本株主総会参考書類、事業報告ならびに計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（https://www.taiyobank.co.jp/）において修正後の事項を掲載させていただきますのでご了承願います。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

※「スマート行使」での議決権行使は１回に限ります。

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ

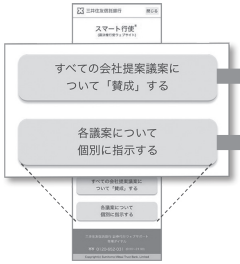

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択

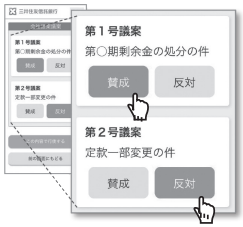

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2021年6月23日（水曜日）
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶
https://www.web54.net

パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 書面とインターネットにより、議決権を重複行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・タブレット端末・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル
0120-652-031（受付時間 9:00～21:00）

「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトにアクセス

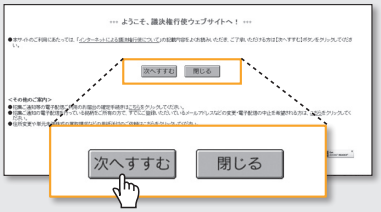

「次へすすむ」をクリック

ログイン

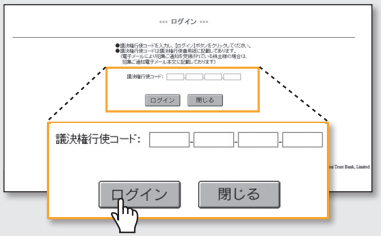

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力

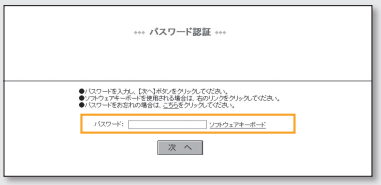

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（1）事業の経過および成果等

［主要な事業内容］

当行は、本店を含む53ヶ店において、預金業務および貸出業務を中心に、内国為替業務、外国為替業務、証券業務、保険商品の窓口販売業務などを行い、お客さまに多様な金融商品・サービスを提供しております。

［金融経済環境］

当期の国内経済は、政府がコロナ禍における経済対策として財政支出を急拡大し、個人・事業者向けの各種給付金や「Ｇｏ　Ｔｏ　キャンペーン」等の景気浮揚策を実施したほか、日本銀行も企業の資金繰り改善に向けて企業への積極融資を促す金融支援特別オペを実施するなど、財政と金融政策を総動員した危機対応が図られましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大、更には長期化により、人々の移動と消費が停滞し続け、様々な企業活動が制約を受けたことから、総じて厳しい状況となりました。

また、県内経済においては、一時的に収束の兆しと経済活動の持ち直しが見られたものの、その後の再拡大や県独自の緊急事態宣言発令に伴う飲食店の時短営業等により再び経済活動が弱まったことなどから、宿泊・飲食サービス等の個人消費関連の業種を始めとした幅広い業種で、売上減少等の影響が継続することとなりました。

なお、先行きにつきましては、ワクチンの優先接種が開始され、一般の人々にまで普及することによる感染収束と景気回復への期待が高まりを見せ始めているものの、現状では収束時期が見通せないことから、引き続き、公私を通じた感染防止策の徹底を前提としながら、当行を含む地元事業者と県民とが一体となり、個人消費と事業活動の活性化に向けた取り組みを進めていくことが必要な状況となっております。

［事業の経過および成果］

当行は、地域経済活性化のため、地域のお客さまへの安定的かつ円滑な資金供給など、地域金融機関としての役割を着実に果たしていくことを目的とし、2010年３月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加を受け、2018年４月にスタートさせた第四次の経営強化計画が2021年３月に最終期を迎えました。

この計画では、地域経済活性化への一層の貢献を当行が果たすべき最大の使命と位置づけ、当行がお客さまから選ばれ続け、地域経済を支える役割を果たしていくため、地域に密着したリレーション活動やお客さまに心から喜んでいただける各種サービスの提供など、地域とともに発展することを目指す持続可能なビジネスモデルの構築に努めてまいりました。

その結果、計画に掲げた諸施策の実行が順調に進展し、地域経済活性化に関連する主要な計画数値を達成したほか、役職員の地域経済活性化への貢献意欲も一層高まることとなりました。

＜預　金＞

預金の当期末残高につきましては、前年同期比で個人預金が440億円（9.4％）、法人等預金は38億円（2.0％）、ともに増加したことから、全体では478億円（7.3％）増加して7,016億円となりました。また、平均残高につきましても、全体で455億円（7.0％）増加して6,926億円となりました。

＜貸出金＞

貸出金の当期末残高につきましては、前年同期比で中小規模事業者等向け貸出が247億円（8.8％）、個人向け貸出が９億円（0.7％）、ともに増加したことから、全体では208億円（4.1％）増加して5,224億円となりました。また、平均残高につきましても、中小規模事業者等向け貸出が233億円（8.7％）、個人向け貸出が６億円（0.4％）ともに増加したことなどから、全体では233億円（4.7％）増加して5,122億円となりました。

＜損　益＞

有価証券利息配当金の減少により、資金運用収益が減少したことを主因に、経常収益は前期比２億13百万円減収の117億84百万円となりました。また、前期計上した株式等償却がなかったことから、経常費用は前期比３億85百万円減少の102億93百万円となりました。この結果、経常利益は前期比１億71百万円増益の14億90百万円、当期純利益は前期比81百万円増益の11億66百万円となりました。

＜主要取り組み＞

○お取引先の事業再生や事業再構築等に向けた伴走型の支援体制強化を目的に、本部融資部門・事業再生部門の組織改正と同部門への増員を行う体制整備を実施しました。

○宮崎県信用保証協会、専門家、当行の協働により、お取引先の経営課題解決を図ることを目的に、同協会の「専門家派遣事業」を活用した経営相談会を開始しました。

○お取引先の売上改善を目的に、当行の営業店駐車場において、地元野菜や弁当、加工食品等の「テイクアウト販売会」を開催しました。

○お取引先からのご相談に迅速かつ柔軟に対応すべく、「新型コロナウイルスに関するご相談窓口」設置による対応を継続したほか、災害・感染症発生時における地元金融機関の事業継続体制の強化を図りました。

○事業再生や事業再構築等のお取引先支援体制の強化を目的に、あおぞら銀行と地域経済活性化に関する業務提携を行いました。

○個人のお客さま向けに、フリーローン「借りジョーズ[コロナ支援]」等の取り扱いを開始したほか、条件変更等についても取り組みました。

※以上、新型コロナウイルス感染症の影響を受けられたお客さまへの対応として取り組んだものです。

○鳥インフルエンザの発生により被害を受けられたお取引先からのご相談に迅速かつ柔軟に対応することを目的に、宮崎県内各営業店において「鳥インフルエンザ対策資金ご相談窓口」を設置しました。

○お取引先の後継者、新経営者、経営幹部等の皆さまを対象に、中小企業の経営者に必要な「経営全般」、「戦略計画」、「組織人材」、「財務計数管理」等の基礎と、現状の経営課題を打破するための応用を学んでいただく「次世代塾 第６期生」向けのセミナーを継続しました。

○お客さまの利便性向上と紙資源削減による環境負荷低減を目的に、インターネットバンキング取引の促進に向けた「ＷＥＢ通帳 新規・切替キャンペーン」を実施しました。

○キャッシュレス決済の促進によるお客さまの利便性向上を目的に、「キャッシュレスＧＯ！ＧＯ！キャンペーン」を実施したほか、QRコード読み取りにより銀行口座からの即時決済が可能となるスマホ決済サービス「Bank Pay(バンク ペイ)」の取扱いを開始しました。

○地域応援定期「ＳＵＮＲＩＳＥ(サンライズ)」にご契約いただいた方の中から抽選で、宮崎県産の食材・加工品の詰め合わせセットをお贈りする「2020年夏・冬サン太わくわくキャンペーン」を実施しました。

○国連が提唱するＳＤＧｓ（注）の達成に向けた取り組みを推進し貢献していくため、地域の皆さまとともに持続可能な地域社会の実現を目指す「宮崎太陽銀行ＳＤＧｓ宣言」を制定しました。また、ＳＤＧｓに関連する取り組みの一環として、2027年に宮崎で開催される全国障害者スポーツ大会の準備事業として行わ

れたチャレンジドスポーツに、当行行員がボランティアスタッフとして参加し大会運営をサポートしました。

（注）SDGsとは、Sustainable Development Goals(サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ)の略で、持続可能な開発目標と訳されます。2015年9月に国連総会で採択された2030年までに達成すべき地球規模の課題と行動計画であり、17のゴールと169のターゲットで構成されております。

＜店　舗＞

お客さまの利便性向上を目的に、国分支店の建替えおよび北支店の改修が完了したほか、2021年８月を営業開始予定とする都城支店の新築移転工事に着手いたしました。

また、田野支店の出張所化や、あやめ原支店の店舗内店舗方式による都城北支店内への移転を実施いたしました。

これらにより、当期末の店舗数は、53ヶ店(うち３出張所)となっております。

［当行が対処すべき課題］

地元の事業者さまは、かねてからの人口減少や少子高齢化に伴う地域経済の規模縮小に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、依然厳しい経営環境に置かれており、今なお収束と再拡大を繰り返していることから、経済の回復時期や程度といった先行きは、未だ不透明な状況となっております。

このような中、当行におきましては、地域に根差す金融機関として、お客さまから選ばれ続け、地域経済を支える使命を果たしていくため、コロナ禍における地元の事業者さまの事業継続と企業価値向上に向けた資金繰りや販路開拓支援のほか、『新しい生活様式』に即した事業運営の見直しに向けた提案等、多方面にわたる本業のお手伝いを深掘りしつつ、お客さまに心から喜んでいただける伴走型の支援活動と、強固な経営基盤確立に向けた具体的取り組みを遂行していくことで、経営理念である「日進月歩の伸展」、「地域社会の繁栄」、「生活文化の向上」を実現してまいる所存でございます。

また、こうした取り組みにあたっては、経営理念と関連づけて策定した「宮崎太陽銀行ＳＤＧｓ宣言」に即し、役職員一人ひとりが、その時々において直面する地域課題の解決へ前向きに取り組むことを最優先とし、地域経済活性化に資する取り組みの促進や、地域社会の持続可能性に影響を及ぼすと思われる自然災害に強いまちづくり等へ積極的に参画することにより、地域とともに持続的な成長を目指してまいります。

株主さまを始めとしたステークホルダーの皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜わりますよう、よろしくお願い申しあげます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度(当期)
預金	634,156	644,434	653,854	701,697
定期性預金	293,160	281,980	273,013	257,222
その他	340,995	362,453	380,840	444,474
貸出金	475,517	490,034	501,638	522,467
個人向け	128,907	130,736	131,995	132,978
中小企業向け	267,309	278,896	292,198	311,271
その他	79,299	80,401	77,443	78,216
商品有価証券	—	—	—	—
有価証券	126,801	129,876	128,732	144,544
国債	35,637	35,274	31,280	27,073
その他	91,164	94,602	97,451	117,470
総資産	685,121	694,262	703,157	828,099
内国為替取扱高	1,875,935	1,895,289	2,111,703	2,154,185
外国為替取扱高	95 百万ドル	15 百万ドル	40 百万ドル	28 百万ドル
経常利益	1,654	1,398	1,319	1,490
当期純利益	1,221	1,084	1,085	1,166
1株当たり当期純利益	201円78銭	175円95銭	176円04銭	191円16銭

(注) 1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．1株当たり当期純利益は、当期純利益(当期優先株式配当金総額を控除した金額)を期中の平均発行済普通株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末
使用人数	641人
平均年齢	37年6月
平均勤続年数	15年1月
平均給与月額	322千円

(注) 1．使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
2．平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3．平均給与月額は、3月中の平均給与月額(基準外賃金含む)であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数

	当年度末	
宮崎県内	46ヶ店	うち出張所 (3)
鹿児島県内	5	(—)
大分県内	1	(—)
福岡県内	1	(—)
合計	53	(3)

(注) 1．宮崎県内の46ヶ店および合計の53ヶ店には、店舗内店舗方式で営業している西佐土原支店、あやめ原支店を含んでいるため、店舗の拠点数としては宮崎県内が44ヶ店、合計が51ヶ店となっております。

(注) 2．上記のほか、店舗外現金自動設備を65ヶ所(前年度末65ヶ所)設置しております。

② 当年度新設営業所

該当ございません。

③ 銀行代理業者の一覧

該当ございません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ございません。

(5) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	964

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
北支店・共同社宅改修工事	366
都城支店新築工事	130
国分支店・国分共同社宅新築工事	92
都城北支店隣接地購入	72
両替機	60

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

該当ございません。

② 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
株式会社宮崎太陽リース	宮崎市橘通東３丁目１番39号	情報・事務用・医療機器等各種物件のリース、金銭貸付、各種の金融業務、債務保証の業務等	百万円 15	% 15
株式会社宮崎太陽キャピタル	宮崎市広島２丁目１番31号	株式・社債等への投資、経営コンサルティング業務等	10	5

③　重要な業務提携の概況

○第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ＳＣＳ)を行っております。

○第二地銀協地銀38行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行62行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合141組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連641(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称ＭＩＣＳ)を行っております。

○第二地銀協地銀38行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法によるお取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称ＳＤＳ)を行っております。

○ゆうちょ銀行との提携により、ＣＡＦＩＳ経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。

○2019年５月６日に加盟した沖縄海邦銀行を含め、九州地区第二地銀７行で勘定系および対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。

○セブン銀行およびイーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。

○お取引先企業の人材面の課題解決に向けて、人材紹介に関する提携をパーソルキャリア株式会社、株式会社リクルートキャリア、株式会社みらいワークスと行っております。

○お取引先の抱える事業運営課題の解決のために、専門性の高い金融サービス機能を有する株式会社あおぞら銀行とお取引先サポート業務にかかる基本合意書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

（1）会社役員の状況

（2020年度末現在）

氏　名	地位および担当		重要な兼職	その他
林　田　洋　二	取締役頭取 (代表取締役)	監査部担当		
津　隈　卓　三	取締役副頭取 (代表取締役)	営業企画推進部、地域活性化部、チャネル推進部担当		
安　藤　和　慶	専務取締役	総務部、事務部、コンプライアンス統括部、金融犯罪対策部担当		
黒　木　　浩	常務取締役	融資一部、融資二部、融資三部担当		
上　野　哲　弘	取締役常務執行役員	総合企画部長 総合企画部、証券国際部担当		
水　永　信　里	取締役常務執行役員	本店営業部長		
平　嶋　俊　和	取締役常務執行役員	人事部担当 融資一部、融資二部、融資三部副担当		
堀　井　洋一郎	取締役 (社外取締役)		㈲本川牧場 取締役	
飯　田　三　和	取締役 (社外取締役)		税理士法人 アイピーパートナーズ 税理士	
河　野　文　一	取締役 (常勤監査等委員)			
郷　　俊　介	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		郷法律事務所 弁護士	
井　上　敬　雄	取締役 (監査等委員) (社外取締役)			
保　田　昌　秀	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		宮崎国際大学 教授	

（注）1．取締役堀井洋一郎、飯田三和、郷俊介、井上敬雄および保田昌秀は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．当行は堀井洋一郎、飯田三和、郷俊介、井上敬雄および保田昌秀を福岡証券取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1．基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・職責・業績に報いるに相応しいものとすることを基本方針としております。

具体的には、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬、および業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割や職責に応じて他行水準、当行の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

3．業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画等と適合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

4．金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役割・職責・業績等を総合的に勘案。取締役会が任意の指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会において検討を行っております。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

5．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、任意の指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会の決議によって決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。

6．取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

（単位：百万円）

区　　分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く）	9名	123	121	2
（うち社外取締役）	(2名)	(6)	(6)	(0)
取締役（監査等委員）	4名	26	26	0
（うち社外取締役）	(3名)	(9)	(9)	(0)
合計	13名	150	148	2

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）32百万円は含まれておりません。
3．2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
4．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第118期定時株主総会において年額180百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数9人。
5．取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年６月27日開催の第118期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員）の員数4人。
6．当行は2012年６月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、第111期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。

(3) 責任限定契約

堀井　洋一郎 (社外取締役)	当銀行は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
飯田　三和 (社外取締役)	同上
郷　俊介 (社外取締役)	同上
井上　敬雄 (社外取締役)	同上
保田　昌秀 (社外取締役)	同上

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役	当行はすべての取締役を被保険者とした、改正会社法（2021年3月1日施行）第430条の３に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。 当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。 ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金等を填補の対象としています。 ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。 ・当該契約の保険料は全額当行が負担しています。

3．社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
堀井 洋一郎（取締役）	有限会社本川牧場　取締役
飯田　三和（取締役）	税理士法人アイビーパートナーズ 税理士
郷　俊介（取締役（監査等委員））	郷法律事務所　弁護士
井上　敬雄（取締役（監査等委員））	―
保田　昌秀（取締役（監査等委員））	宮崎国際大学　教授

（注）当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への 出席状況	取締役会および監査等 委員会における発言 その他の活動状況
堀井 洋一郎 (取締役)	4年9ヶ月	取締役会　14／15回（93 %）	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
飯田 三和 (取締役)	2年9ヶ月	取締役会　15／15回（100%）	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
郷　俊介 (取締役（監査等委員))	1年9ヶ月	取締役会　15／15回（100%） 監査等委員会　17／17回（100%）	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について、弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

氏　　名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への 出席状況	取締役会および監査等 委員会における発言 その他の活動状況
井上 敬雄 (取締役 (監査等委員))	1年9ヶ月	取締役会　15／15回（100%） 監査等委員会　17／17回（100%）	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
保田 昌秀 (取締役 (監査等委員))	1年9ヶ月	取締役会　15／15回（100%） 監査等委員会　17／17回（100%）	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	－

(注) 2012年６月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年７月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4．当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	21,000千株
A種優先株式	21,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	5,288千株 (自己株式54千株を除く)
A種優先株式	2,600千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	3,882名
A種優先株式	1名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
宮崎太陽銀行従業員持株会	228 千株	4.32 %
株式会社西日本シティ銀行	188	3.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	174	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	173	3.28
ＡＩＧ損害保険株式会社	161	3.05
みずほ信託銀行株式会社(退職給付信託　南日本銀行口　再信託受託者　株式会社日本カストディ銀行)	142	2.68
株式会社福岡中央銀行	139	2.64
株式会社福岡銀行	122	2.31
株式会社豊和銀行	117	2.21
株式会社宮崎銀行	106	2.01

（注）１．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
２．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
３．持株比率は、自己株式(54千株)を控除して計算しております。

② Ａ種優先株式

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社整理回収機構	2,600 千株	100.00 %

(4) 役員保有株式

当事業年度中に職務執行の対価として、役員に交付した株式はございません。

5．当行の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6．会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 監査の職務を行った指定有限責任社員 岩部　俊夫　・　永里　剛	39	(注)

(注) 1．当行および当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は39百万円であります。
2．当行と会計監査人との監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3．監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査体制や監査時間等の監査実績の分析と評価を行うとともに、会計監査人から当該事業年度の報酬見積りを受領し、その内容について説明を受け、新たに当該事業年度の監査体制・監査計画等について、前事業年度の監査実績の分析と評価結果との整合性を確認しました。また、経営執行部から見積り分析と評価について説明を受けるとともに、会計監査人と経営執行部の報酬に関する交渉状況のヒアリングを行い、報酬額についての会計監査人の所見を聴取し、監査等委員会として総合的に評価した結果、会計監査人に対する報酬に関しては、相当であると判断し同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が適切な監査を実施しているかについて、監査等委員が適宜監視を行うとともに、会計監査人の再任の適否に関し、その職務遂行の状況などから毎期検討を行っております。会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査等委員全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針は定めておりません。

8．業務の適正を確保する体制

当行は、内部統制に係る基本方針について、下記のとおり決議しております。

記

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役会は当行の経営理念に則り、法令等遵守態勢の構築を経営の最重要課題の一つと位置付け、以下の項目の通り、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保し、その整備・充実を図る。

② 法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その統括部門としてコンプライアンス統括部を置き、法令等遵守に係る態勢の整備・充実を図る。

③ 役職員の行動指針を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス統括部はその進捗状況を定期的に取締役会に報告する。

④ 役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を定め、さらなる周知徹底を図る。

⑤ 内部監査部門として監査部を設置し、法令等遵守に関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果を取締役会に報告する。

⑥ 反社会的勢力を排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

⑦ マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流出を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織に利用させない体制を構築する。

⑧ コンプライアンス統括部金融犯罪対策室は、上記⑥と⑦を統括し、一元的な管理を行い、迅速な対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「取締役会規程」、「経営会議規定」等において、保存の方法・期限等を定める。

② 業務執行に係る情報の保存及び管理については、「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等に定めて、これを周知徹底するとともに、必要な研修を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

① リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理に関する基本理念」、「リスク管理に関する基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部門を総合企画部リスク管理グループに置き、リスク管理態勢の整備・充実を図る。

② 災害やシステム障害等の危機発生時の基本方針として、「危機管理指針」を定めるとともに、主要業務の継続及び早期復旧を目的とした業務継続計画(ＢＣＰ)を策定して、適切な管理態勢を整備・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「取締役会規程」において、取締役会の運営及び決議・報告事項に関する基準等を定めるとともに、経営会議及び各種委員会等、取締役会を補佐する機関を設置する。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制及び業務執行規定」、「職務権限規定」及び「事務分掌表」等に定められた権限、手続きに則り行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社における業務の適切性の確保及び実効性ある経営管理を行うため、当行の業務主管部署への協議・報告の基準を「グループ会社運営規定」に定める。

② グループ会社に対して、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢について管理規定を整備させ、当行に準じた運営を行うよう管理・指導する。

③ グループ会社の運営を統括する部署を総合企画部に置き、定期的に会議を開催し、適切な管理・指導を行う。

④ グループ会社の取締役及び使用人の業務の執行については、グループ会社の各規定等に基づき効率的に行わせる。

⑤ グループ会社においても、役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を整備させる。

⑥ 監査部は、「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

① 監査等委員会の職務を補助する部署として「監査等委員会室」を置き、必要な担当者を監査等委員会室に配置する。

② 監査等委員会室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識・能力を具備した人材を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会室の担当者の任命・異動・評価については、監査等委員会の同意を得るものとする。

② 監査等委員会室の担当者として、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を遂行できる態勢を確保する。

(8) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

① 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、行内規定等に基づき、定期的または必要に応じて、当行監査等委員会へ報告・情報提供を行うとともに、監査等委員会から報告を求められた場合は、適切に対応しなければならない。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 監査等委員会へ報告をした者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための態勢を整備する。

(10) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については、監査等委員の職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、これを支払うものとする。

（11）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員の取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備し、関連する行内規定等に定める。

② 代表取締役頭取、会計監査人は、監査等委員会と定期的または必要に応じて意見情報交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるものとする。

③ 監査等委員による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図ることを目的とした「内部監査部門協議会」を設置する。

＜内部統制システムの運用状況の概要＞

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会や経営会議に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度(第120期)における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会は15回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当行と利害関係を有しない社外取締役と監査等委員が出席しています。また、経営会議が44回開催され、常勤監査等委員が出席しています。

(2) コンプライアンス態勢

本部各部が連携を図り、銀行内の法令等遵守態勢の確立に係る問題を統括的・横断的に管理するために、毎月コンプライアンス部会を開催し取締役会に報告を行っています。

また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、四半期毎に進捗を報告するとともにコンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等の関係遮断について、その内容を稟議・回議にて11回報告し、重要性があるものは取締役会に１回及び経営会議に１回付議いたしました。

(3) リスク管理態勢

年度初めに当期のリスクテイク方針に基づいた資本配賦額をリスク管理委員会にて定め、毎月実施するＡＬＭ委員会にて配賦資本の運用状況についてモニタリングを行っており、稟議にて報告しています。また、四半期毎に実施するリスク管理委員会にてリスクに関する報告を行っています。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社に対しては、重要度に応じて、銀行の監査部による内部統制システム全般の整備や運用状況のモニタリングを実施しています。

グループ会社運営規定に基づき、年２回グループ会社会議を開催し、経営全般に関する課題や対応について協議したほか、グループ全体としての情報共有を図りました。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査に関連する行内規定等を定めるとともに、代表取締役頭取、会計監査人、監査部、コンプライアンス統括部等と、定期的に意見情報交換を行っています。

９．特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10．親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11．会計参与に関する事項

該当ございません。

12．その他

該当ございません。

第120期末（2021年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**143,879**	**預金**	**701,697**
現金	11,065	当座預金	10,745
預け金	132,814	普通預金	428,738
買入金銭債権	**0**	貯蓄預金	3,287
有価証券	**144,544**	通知預金	209
国債	27,073	定期預金	253,787
地方債	13,145	定期積金	3,435
社債	55,019	その他の預金	1,492
株式	14,461	**借用金**	**72,500**
その他の証券	34,844	借入金	72,500
貸出金	**522,467**	**外国為替**	**14**
割引手形	1,312	**その他負債**	**4,197**
手形貸付	9,060	未決済為替借	129
証書貸付	466,028	未払法人税等	129
当座貸越	46,066	未払費用	354
外国為替	**360**	前受収益	356
外国他店預け	360	給付補填備金	0
その他資産	**3,791**	リース債務	254
未決済為替貸	44	資産除去債務	18
前払費用	11	その他の負債	2,954
未収収益	471	**睡眠預金払戻損失引当金**	**499**
その他の資産	3,262	**偶発損失引当金**	**43**
有形固定資産	**12,509**	**繰延税金負債**	**934**
建物	3,626	**再評価に係る繰延税金負債**	**809**
土地	8,285	**支払承諾**	**409**
リース資産	254	**負債の部合計**	**781,106**
建設仮勘定	130	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	210	**資本金**	**12,252**
無形固定資産	**664**	**資本剰余金**	**10,844**
ソフトウェア	636	資本準備金	10,844
その他の無形固定資産	28	**利益剰余金**	**17,676**
前払年金費用	**1,744**	利益準備金	951
支払承諾見返	**409**	その他利益剰余金	16,724
貸倒引当金	**△2,270**	繰越利益剰余金	16,724
		自己株式	**△161**
		株主資本合計	**40,612**
		その他有価証券評価差額金	**5,112**
		土地再評価差額金	**1,268**
		評価・換算差額等合計	**6,380**
		純資産の部合計	**46,993**
資産の部合計	**828,099**	**負債及び純資産の部合計**	**828,099**

第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**11,784**
資金運用収益	**9,538**	
貸出金利息	8,172	
有価証券利息配当金	1,306	
コールローン利息	0	
預け金利息	58	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,407**	
受入為替手数料	536	
その他の役務収益	870	
その他業務収益	**36**	
外国為替売買益	5	
国債等債券売却益	1	
その他の業務収益	30	
その他経常収益	**801**	
株式等売却益	757	
償却債権取立益	2	
その他の経常収益	41	
経常費用		**10,293**
資金調達費用	**90**	
預金利息	90	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,612**	
支払為替手数料	126	
その他の役務費用	1,486	
その他業務費用	**26**	
国債等債券償却	26	
営業経費	**8,205**	
その他経常費用	**359**	
貸倒引当金繰入額	292	
株式等売却損	14	
その他の経常費用	52	
経常利益		**1,490**
特別利益		**98**
移転補償金	98	
特別損失		**59**
固定資産処分損	57	
減損損失	1	
税引前当期純利益		**1,530**
法人税、住民税及び事業税	**120**	
法人税等調整額	**243**	
法人税等合計		**363**
当期純利益		**1,166**

第120期 （2020年４月１日から2021年３月31日まで） 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	12,252	10,844	10,844	867	16,052	16,920
当期変動額						
利益準備金の積立				83	△83	－
剰余金の配当					△419	△419
当期純利益					1,166	1,166
自己株式の取得						
土地再評価差額金の取崩					9	9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計				83	672	756
当期末残高	12,252	10,844	10,844	951	16,724	17,676

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△160	39,856	1,976	1,277	3,254	43,110
当期変動額						
利益準備金の積立		－				－
剰余金の配当		△419				△419
当期純利益		1,166				1,166
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		9				9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			3,135	△9	3,126	3,126
当期変動額合計	△0	755	3,135	△9	3,126	3,882
当期末残高	△161	40,612	5,112	1,268	6,380	46,993

第120期末（2021年３月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	143,885	預金	701,501
買入金銭債権	0	借用金	72,555
有価証券	144,496	外国為替	14
貸出金	519,136	その他負債	4,330
外国為替	360	退職給付に係る負債	4
リース債権及びリース投資資産	4,152	睡眠預金払戻損失引当金	499
その他資産	4,415	偶発損失引当金	43
有形固定資産	12,612	繰延税金負債	1,457
建物	3,641	再評価に係る繰延税金負債	809
土地	8,285	支払承諾	409
リース資産	1	負債の部合計	781,625
建設仮勘定	130	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	552	資本金	12,252
無形固定資産	672	資本剰余金	10,911
ソフトウェア	636	利益剰余金	17,737
リース資産	6	自己株式	△ 163
その他の無形固定資産	29	株主資本合計	40,737
退職給付に係る資産	3,346	その他有価証券評価差額金	5,112
繰延税金資産	6	土地再評価差額金	1,268
支払承諾見返	409	退職給付に係る調整累計額	1,114
貸倒引当金	△ 2,270	その他の包括利益累計額合計	7,494
		非支配株主持分	1,364
		純資産の部合計	49,597
資産の部合計	831,222	負債及び純資産の部合計	831,222

第120期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**13,912**
資金運用収益	**9,525**	
貸出金利息	8,155	
有価証券利息配当金	1,311	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	58	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,410**	
その他業務収益	**2,162**	
その他経常収益	**814**	
経常費用		**12,272**
資金調達費用	**91**	
預金利息	90	
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,607**	
その他業務費用	**1,969**	
営業経費	**8,249**	
その他経常費用	**353**	
貸倒引当金繰入額	286	
その他の経常費用	66	
経常利益		**1,640**
特別利益		**98**
移転補償金	98	
特別損失		**59**
固定資産処分損	57	
減損損失	1	
税金等調整前当期純利益		**1,679**
法人税、住民税及び事業税	**168**	
法人税等調整額	**181**	
法人税等合計		**349**
当期純利益		**1,329**
非支配株主に帰属する当期純利益		**87**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,242**

第120期 （2020年４月１日から2021年３月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,252	10,911	16,904	△ 163	39,905
当期変動額					
剰余金の配当			△ 419		△ 419
親会社株主に帰属する当期純利益			1,242		1,242
自己株式の取得				△0	△ 0
土地再評価差額金の取崩			9		9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			832	△ 0	832
当期末残高	12,252	10,911	17,737	△ 163	40,737

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,976	1,277	89	3,344	1,278	44,528
当期変動額						
剰余金の配当						△ 419
親会社株主に帰属する当期純利益						1,242
自己株式の取得						△ 0
土地再評価差額金の取崩						9
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,135	△ 9	1,024	4,150	86	4,236
当期変動額合計	3,135	△ 9	1,024	4,150	86	5,068
当期末残高	5,112	1,268	1,114	7,494	1,364	49,597

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月１２日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　部　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　里　　剛　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月１２日

株式会社　宮崎太陽銀行
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岩　部　俊　夫　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　永　里　　剛　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

株式会社　宮崎太陽銀行　監査等委員会

常勤監査等委員　河　野　文　一　㊞

監 査 等 委 員　郷　　俊　介　㊞

監 査 等 委 員　井　上　敬　雄　㊞

監 査 等 委 員　保　田　昌　秀　㊞

（注）監査等委員 郷俊介、井上敬雄、保田昌秀の３氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に定める社外取締役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当につきましては、財務状況や当事業年度の業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき金25円00銭　総額132,203,225円
当行Ａ種優先株式１株につき金29円90銭　総額77,740,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2021年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当行を取り巻く市場環境等に応じて、地域社会において継続的かつ円滑に金融仲介機能を発揮していくことを目的として、今後の中長期的な資本政策および財務戦略上の柔軟性、機動性の確保の観点から、将来的な資本戦略の選択肢の一つとして、普通株式およびＡ種優先株式とは異なる種類の株式（Ｂ種優先株式）の発行を可能とするため、諸規定を新設するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線＿＿は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第５条（条文省略）	第１条～第５条（現行どおり）
第２章　株式	第２章　株式
（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数）	（発行可能株式総数・発行可能種類株式総数）
第６条　当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は2,100万株、Ａ種優先株式の発行可能種類株式総数は2,100万株とする。	第６条　当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、普通株式、Ａ種優先株式、第１回Ｂ種優先株式、第２回Ｂ種優先株式（以下、併せて「Ｂ種優先株式」といい、第１回ないし第２回Ｂ種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合は「各Ｂ種優先株式」という。）の発行可能種類株式総数は、それぞれ2,100万株、2,100万株、100万株、100万株とする。
第７条～第12条（条文省略）	第７条～第12条（現行どおり）
第２章の２　Ａ種優先株式	第２章の２　Ａ種優先株式
第12条の２～第12条の９（条文省略）	第12条の２～第12条の９（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
(新設)	第２章の３　Ｂ種優先株式
(新設)	(Ｂ種優先配当金) 第12条の10　当銀行は、第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株式を有する株主(以下、「Ｂ種優先株主」という。)又はＢ種優先株式の登録株式質権者(以下、「Ｂ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下、「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、各Ｂ種優先株式１株につき、各Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、各Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭(以下、「Ｂ種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、配当年率は、８％を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して第12条の11に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。 ２　ある事業年度においてＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額がＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。 ３　Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	（Ｂ種優先中間配当金） 第12条の11　当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＢ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、各Ｂ種優先株式１株につき、Ｂ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下、「Ｂ種優先中間配当金」という。）を支払う。
（新設）	（Ｂ種優先株主に対する残余財産の分配） 第12条の12　当銀行は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、各Ｂ種優先株式１株につき、各Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額を踏まえて各Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。 ２　Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
（新設）	（Ｂ種優先株主の議決権） 第12条の13　Ｂ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。
（新設）	（金銭を対価とする取得条項） 第12条の14　当銀行は、各Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、各Ｂ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかる各Ｂ種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産を各Ｂ種優先株主に対して交付するものとする。なお、各Ｂ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

現　行　定　款	変　更　案
	2　当銀行は、各Ｂ種優先株式の取得と引換えに、各Ｂ種優先株式１株につき、各Ｂ種優先株式の払込金額相当額を踏まえて各Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。
（新設）	（普通株式を対価とする取得条項） 第12条の15　当銀行は、各Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会が別に定める期日をもって、当該期日に残存する各Ｂ種優先株式の全てを取得する。この場合、当銀行は、かかるＢ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｂ種優先株主に対し、その有する各Ｂ種優先株式数に各Ｂ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｂ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし、その詳細は各Ｂ種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。各Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。
（新設）	（株式の分割又は併合及び株式無償割当て） 第12条の16　当銀行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

現　行　定　款	変　更　案
	2　当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＢ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。
（新設）	（譲渡制限） 第12条の17　Ｂ種優先株式を譲渡により取得することについては当銀行取締役会の承認を要する。
（新設）	（優先順位） 第12条の18　Ａ種優先株式及びＢ種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第13条～第18条（条文省略）	第13条～第18条（現行どおり）
（種類株主総会）	（種類株主総会）
第18条の２　第15条、第17条第１項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。	第18条の２　第15条、第16条、第17条第１項及び第18条の規定は種類株主総会にこれを準用する。
２.３（条文省略）	２.３　（現行どおり）
（新設）	４　法令に別段の定めがある場合を除き、当銀行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においても、Ｂ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第19条～第28条（条文省略）	第19条～第28条（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５章　監査等委員会 第29条～第31条（条文省略）	第５章　監査等委員会 第29条～第31条（現行どおり）
第６章　会計監査人 第32条～第33条（条文省略）	第６章　会計監査人 第32条～第33条（現行どおり）
第７章　計算 第34条～第37条（条文省略）	第７章　計算 第34条～第37条（現行どおり）

第３号議案　監査等委員でない取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（９名）は任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	林田洋二（はやしだようじ） （1949年12月24日生）	1973年４月　当行入行 1986年９月　当行審査部部長代理 1988年10月　当行外国部部長代理 1995年４月　当行国際部部長代理兼貿易相談室長代理 1996年９月　㈱宮崎太陽キャピタル常務取締役 2000年６月　当行経営企画部長 2002年６月　当行執行役員経営企画部長 2003年６月　当行執行役員経営企画部長兼総務部長 2004年６月　当行取締役コンプライアンス統括部長 2005年７月　当行取締役監査部長 2008年６月　当行常勤監査役 2011年６月　当行専務取締役 2013年６月　当行専務取締役（代表取締役） 2016年６月　当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る （担当　監査部）	普通株式 7,806株

取締役候補者とした理由

林田洋二氏は、国際業務・貿易相談業務参入や宮崎太陽キャピタル創設等のフロンティア的業務に携わったのち、2004年取締役に就任してコンプライアンス部門や監査部門を担当。2008年には常勤監査役の任に就き、当行のガバナンス態勢強化に携わりました。次いで、2011年に専務取締役、2016年からは取締役頭取として新たなビジネスモデルによる経営改革を、役職員の先頭に立って進めてきました。地域金融の本質である地域経済活性化へのコミットメントを重視しつつ、お取引先企業への伴走型支援を中核に据えた経営態勢の確立へ向けて、豊富な知見と統率力、実効性に富んだマネジメント力の一層の発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	津隈卓三 (つぐま たくみ) (1959年7月10日生)	1982年 4 月　当行入行 1997年 4 月　当行営業推進部部長代理 2005年 4 月　当行平和台支店長 2007年 4 月　当行小林支店長 2010年 4 月　当行都城支店長 2013年 4 月　当行営業統括部個人推進グループ主任部長代理 2014年 4 月　当行営業統括部個人ローングループ部付部長 2014年 9 月　当行個人ローン推進部長 2016年 6 月　当行執行役員本店営業部長 2017年 6 月　当行取締役本店営業部長 2018年 1 月　当行取締役営業統括本部長 2018年 6 月　当行常務取締役営業統括本部長 2019年 4 月　当行常務取締役 2019年 6 月　当行専務取締役（代表取締役） 2020年 2 月　当行取締役副頭取（代表取締役）現在に至る (担当　営業統括部、地域活性化部、リテール企画部)	普通株式 4,375株

取締役候補者とした理由

津隈卓三氏は、当行主要店舗の部店長を経て2017年に取締役に就任、2018年からは常務取締役として第４次経営強化計画の策定と実行に携わり、2019年には専務取締役、2020年から副頭取を務めています。お客さまとの対話を重視した新たなビジネスモデルを営業現場へ根付かせるため、その啓蒙活動と組織的な実行力を高めるための実務指導の中心的役割を担っており、今後も営業基盤の充実・拡大に取り組む力強いリーダーシップと、銀行経営全般にわたる高度で豊かな知見や総合的なマネジメント力の一層の発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	安藤和慶（あんどうかずよし） (1962年6月12日生)	1985年４月　当行入行 2000年９月　当行人事部部長代理 2011年４月　当行営業統括部企画・推進グループ副部長 2013年４月　当行延岡支店長 2015年４月　当行経営企画部副部長 2015年６月　当行経営企画部長兼総務グループ長兼リスク管理グループ長 2017年４月　当行総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2017年６月　当行取締役総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年２月　当行取締役総務部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年４月　当行取締役次期システム移行推進本部副本部長 2018年６月　当行常務取締役次期システム移行推進本部副本部長 2019年４月　当行常務取締役 2020年２月　当行専務取締役 現在に至る (担当　総務部、事務部、コンプライアンス統括部、業務改革部)	普通株式 4,776株

取締役候補者とした理由

安藤和慶氏は、ブロック長や本部部長を経て2017年に取締役に就任。2018年に常務取締役、2020年から専務取締役を務め、新たなビジネスモデルの浸透を軸とする経営計画の策定のほか、組織体制の見直し、店舗体制の整備、システム戦略構築等に携わってきました。今後も、社会経済環境を見据えた、中長期的な視点に基づく当行の経営戦略策定について、組織全体の連携力強化のための知見や、コーポレート・ガバナンスのほか新たな施策に関する企画・実行力の発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	くろ　き　　ひろし 黒　木　　浩 (1961年9月30日生)	1984年 4月　当行入行 2001年 4月　当行情報企画部部長代理 2008年 4月　当行審査部部長代理 2009年 4月　当行日向北支店長 2011年 4月　当行営業推進部部長代理 2013年 4月　当行営業統括部企画推進グループ長 2014年 9月　当行人事部長 2015年 6月　当行取締役人事部長 2018年 1月　当行取締役本店営業部長 2018年 6月　当行常務取締役本店営業部長 2019年 2月　当行常務取締役融資統括本部長 2019年 4月　当行常務取締役 現在に至る (担当　融資一部、融資二部、融資三部)	普通株式 4,557株
取締役候補者とした理由 黒木浩氏は、データベース・マーケティング業務の創設に関わったほか、2015年に取締役就任後は、本店営業部長の任を経て2018年からは常務取締役を務めています。現在は融資部門の責任者としてお取引先企業の経営者さまと直接面談して深度ある対話を継続的に実行し、創業や新規事業開拓等に関するご相談対応のほか、経営改善や早期事業再生についても、各企業さまとの経営課題の共有や営業現場で実務に携わる行員の技能向上を図りながら伴走型支援の強化に取り組んでおり、今後も当行の金融仲介機能の発揮と地域経済活性化への一層の貢献が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			
5	うえ　の　　てつ　ひろ 上　野　哲　弘 (1963年4月3日生)	1987年 4月　当行入行 2006年 4月　当行本店営業部次長 2007年 4月　当行南延岡支店長 2010年 4月　当行大塚支店長 2012年 4月　当行本店営業部副部長 2014年 4月　当行営業統括部法人推進グループ副部長 2015年 4月　当行営業統括部部付部長 2017年 4月　当行本業支援部長 2017年 6月　当行本業支援部長兼㈱宮崎太陽キャピタル代表取締役社長 2018年 6月　当行取締役本業支援部長 2020年 1月　当行取締役総合企画部長 2020年 2月　当行取締役常務執行役員 総合企画部長 現在に至る (担当　総合企画部、証券国際部)	普通株式 2,265株
取締役候補者とした理由 上野哲弘氏は、当行主要店舗の支店長を経て2018年に取締役に就任し、㈱宮崎太陽キャピタル代表取締役社長としての経験も活かしながら、お取引先企業の販路拡大や売上促進等の本業支援業務に取り組んできたほか、現在では企画管理部門の責任者として財務基盤の確立や経営計画の策定に関する中心的役割を担っています。今後も優れた分析力と柔軟な構想力の発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
6	みずながのぶさと 水永信里 （1963年4月21日生）	1987年４月　当行入行 2006年４月　当行日向北支店長 2009年４月　当行本店営業部副部長 2012年４月　当行都北町支店長 2013年４月　当行鹿児島支店長 2016年４月　当行営業統括部企画推進グループ部付部長 2017年４月　当行営業企画推進部長 2018年１月　当行融資部長 2018年６月　当行取締役融資統括本部長兼融資部長 2019年２月　当行取締役本店営業部長 2020年２月　当行取締役常務執行役員 本店営業部長 現在に至る	普通株式 2,565株
取締役候補者とした理由 水永信里氏は、当行主要店舗の支店長を経て2018年に取締役に就任し、融資統括本部長として現場重視の融資業務態勢の確立に取り組んだほか、本店営業部長としては、当行が現在注力している新たなビジネスモデルの定着に向けた牽引的な役割の遂行に努めました。今後も、お客さまを重視した営業体制の確立に向けて、その知見とリーダーシップの発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。			
7	新任 のむらこうじ 野村公治 （1963年5月10日生）	1987年４月　日本債券信用銀行（現 ㈱あおぞら銀行）入行 1995年８月　同行香港支店調査役 2000年６月　同行福岡支店営業第三課長 2008年４月　同行金融法人部担当部長 2011年７月　同行海外現地法人Aozora Asia Pacific Finance Limited（香港）出向 2013年４月　同行ニューヨーク駐在員事務所長 2015年10月　同行国際部共同部長 2017年10月　当行出向　総合企画部経営企画室長 2018年４月　当行入行　総合企画部長 2020年１月　当行上席執行役員本業支援部長兼㈱宮崎太陽キャピタル常務執行役員 2020年６月　当行常務執行役員兼㈱宮崎太陽キャピタル代表取締役社長 現在に至る	普通株式 400株
取締役候補者とした理由 野村公治氏は、日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行後、香港の現地法人やニューヨーク現地事務所で国際業務に従事したほか、金融法人部・国内主要支店等で国内業務に携わるなど、銀行業務の高度で幅広い分野に関する経験を有しています。また、当行への入行後も、総合企画部長や本業支援部長として新たなビジネスモデルの策定と実践に強く関与してきたほか、現在は㈱宮崎太陽キャピタルの代表取締役社長として地元企業の創業や新事業支援に大きく貢献しています。当行の将来に不可欠な新たな視点や国際的な知見の発揮が期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
8	社外 独立 堀井（ほりい） 洋一郎（よういちろう） （1950年9月15日生）	1976年 3 月　宮崎大学大学院修士課程修了 1977年 9 月　㈱ワールドサファリ動物病院長兼飼育課長 1980年 3 月　同社退職 1984年 7 月　長崎大学医学部助手 1991年 4 月　宮崎医科大学医学部助手 1993年 9 月　宮崎大学農学部助教授 1998年 1 月　宮崎大学農学部教授 2009年 9 月　宮崎大学農学部副学部長 2010年 4 月　宮崎大学医学獣医学総合研究科教授兼任 2011年 4 月　宮崎大学副学長兼任 2011年 4 月　宮崎大学産学・地域連携センター長兼任 2015年 6 月　当行経営評価委員会委員 2016年 3 月　宮崎大学定年退職 2016年 4 月　宮崎大学名誉教授 2016年 4 月　宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター客員教授 2016年 5 月　当行経営評価委員会委員退任 2016年 6 月　当行取締役就任（社外取締役）現在に至る	普通株式 459株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

堀井洋一郎氏は、動物園・水族館を主体とした民間アミューズメント施設の設立・運営に携わってこられたほか、国立大学法人では専門分野の研究にとどまらず、副学長等の要職に就いて大学経営や人材育成にも深く関わってこられました。同氏は当行の社外役員になること以外の方法で会社の経営に直接関与されたことはありませんが、当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、お客さま本位の営業態勢の確立やガバナンス、コンプライアンス強化のため、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	社外 独立 飯田三和（いいだみわ） （1950年９月４日生）	1973年４月　㈲みさき商事入社 1992年12月　税理士資格取得 1993年４月　飯田三和税理士事務所開設 1996年３月　宮崎県経営体育成総合支援センターコンサルタント 2003年４月　宮崎県社会福祉施設経営者協議会専門相談員 2004年12月　㈲ビー・アシスト代表取締役 2007年４月　社団法人宮崎県農業法人経営者協会理事 2008年４月　宮崎県福祉サービス第三者評価調査員 2008年４月　宮崎県公益認定等審議会委員 2008年11月　㈲みさき商事代表取締役 2010年４月　宮崎市固定資産評価委員 2016年４月　宮崎県固定資産評価委員 2016年４月　宮崎県私立学校審議会委員 2018年６月　当行取締役就任（社外取締役） 2020年１月　㈲みさき商事取締役（代表取締役退任） 2020年７月　税理士法人アイビーパートナーズ代表社員（経営統合）現在に至る	普通株式 －株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 飯田三和氏は、税理士としての高い専門性によって地域の中小企業を支え続けてこられたほか、精通する社会福祉法人や農業法人等の業界においては特に信任が厚く、業界団体の役員も務めてこられました。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、中小企業経営者さま目線による営業態勢確立に関する示唆のほか、企業会計原則や関係法令等の見地からの監督やアドバイスを行っていただけることが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。			

（注）
1. 各候補者と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外 は社外取締役候補者であります。
3. 独立 は福岡証券取引所規則に定める独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当行は、会社法第427条第１項の規定に基づき、堀井洋一郎氏、飯田三和氏との間に、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、堀井洋一郎氏および飯田三和氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 堀井洋一郎氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、５年となります。
6. 飯田三和氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、３年となります。
7. 当行は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。内容につきましては、事業報告（17頁を参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。

第４号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役全員（４名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	かわ　の　ふみ　かず 河　野　文　一 （1954年３月11日生）	1977年４月　当行入行 1994年４月　当行出北支店長 1998年４月　当行日向支店長 2001年９月　当行延岡支店長 2005年４月　当行事務部長 2008年６月　当行取締役本店営業部長 2010年６月　当行取締役審査部長兼審査グループ長 2014年９月　当行取締役営業統括部長兼企画・推進グループ長 2015年６月　当行常務取締役営業統括部長兼企画・推進グループ長 2016年４月　当行常務取締役営業統括部長 2017年４月　当行常務取締役営業統括本部長兼次期システム移行推進本部長 2017年６月　当行専務取締役営業統括本部長兼次期システム移行推進本部長 2018年１月　当行専務取締役次期システム移行推進本部長 2019年４月　当行専務取締役 2019年６月　当行取締役（常勤監査等委員）現在に至る	普通株式 6,043株

監査等委員である取締役候補者とした理由

河野文一氏は、2008年に取締役に就任し、融資部門・営業部門・事務システム部門等担当を経て、2015年に常務取締役、2017年からは専務取締役を務め、銀行経営の幅広い分野に長く携わってきました。2019年の常勤監査等委員就任後は、他の監査等委員の銀行業務に関する知識の醸成にも取り組んできており、これまでに培ってきた知見と豊富な経験を取締役の職務執行監査に活用していくことが今後も十分に期待できることから、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	社外 独立 郷（ごう）　俊介（しゅんすけ） （1946年7月10日生）	1972年 4 月　司法修習生 1974年 4 月　福岡地方裁判所判事補 1984年 4 月　岡山地方裁判所判事 1988年 4 月　宮崎地方裁判所判事 1989年 4 月　福岡高等裁判所宮崎支部判事 1994年 4 月　同　退官 1994年10月　宮崎県弁護士会弁護士登録 1994年10月　郷法律事務所開設 2014年 6 月　当行監査役就任（社外監査役） 2019年 6 月　当行取締役（社外取締役・監査等委員）現在に至る	普通株式 904株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 郷俊介氏は、裁判官および弁護士として多くの事案に関わった長い経験の中で、法律家として極めて高い専門性を培ってこられました。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、豊富な専門知識を監査の分野において経営の監督に反映していただけることや、法令等遵守態勢や内部管理態勢の構築に関する監督やアドバイスも行っていただけることが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。			
3	社外 独立 井上（いのうえ）　敬雄（のりお） （1948年4月20日生）	1972年 4 月　㈱宮崎日日新聞社入社 1999年 4 月　同社論説委員会副委員長 2000年 4 月　同社編集局次長 2002年 4 月　同社制作局長 2003年 4 月　同社制作局長兼佐土原センター長 2004年 6 月　同社取締役制作局長兼佐土原センター長 2008年 6 月　同社常務取締役総務局長 2010年 6 月　宮崎ケーブルテレビ㈱代表取締役社長 2016年 6 月　同社相談役 2017年 6 月　当行取締役就任（社外取締役） 2018年 6 月　宮崎ケーブルテレビ(株)相談役退任 2019年 6 月　当行取締役（社外取締役・監査等委員）現在に至る	普通株式 ー株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 井上敬雄氏は、地元新聞社の常務取締役として経営に関与されたほか、地元ケーブルテレビ局では代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。当行は、その経験と能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営全般やコーポレート・ガバナンス等に関する豊かな知見を取締役の職務執行監査に活用していただくことが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	社外 独立 保田昌秀（やすだまさひで） （1953年3月2日生）	1981年 3月　大阪大学大学院工学研究科博士課程修了 1981年 4月　上野製薬㈱入社 1984年 1月　宮崎大学工学部助手 1987年12月　宮崎大学工学部助教授 1994年11月　宮崎大学地域共同研究センター助教授 2000年11月　宮崎大学工学部教授 2003年 4月　宮崎大学機器分析センター長兼任 2005年10月　宮崎大学工学部副学部長兼任 2007年 4月　宮崎大学農学工学総合研究科教授兼任 2017年 4月　当行経営評価委員会委員 2018年 3月　宮崎大学定年退職 2018年 4月　宮崎大学名誉教授 2018年 6月　当行監査役就任（社外監査役） 2019年 6月　当行取締役就任（社外取締役・監査等委員） 2020年 4月　宮崎国際大学教授 学長補佐・IRセンター長兼任 現在に至る	普通株式 －株
監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 保田昌秀氏は、国立大学法人地域共同研究センターで中小企業の特許・技術相談に長く携わられたほか、現在は私立大学の学長補佐として、地域産業の将来に必要な人材育成に従事されています。同氏は、当行の役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、特に地域経済活性化への当行の貢献に関して、その豊かな知見を取締役の職務執行監査に活用していただくことが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。			

（注）
1. 各候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外 は社外取締役候補者であります。
3. 独立 は福岡証券取引所規則に定める独立役員（社外取締役）として同取引所に届け出ており、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
4. 当行は、会社法第427条第1項に基づき、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 井上敬雄氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
6. 郷俊介氏は2014年に社外監査役に就任して5年ののち、2019年に社外取締役に就任しております。その在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
7. 保田昌秀氏は社外監査役に2018年に就任して1年ののち、2019年に社外取締役に就任しております。その在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
8. 当行は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。内容につきましては、事業報告（17頁を参照）に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含められることとなります。

以　上

種類株主総会参考書類

議案および参考事項

議　　案　定款一部変更の件

株主総会参考書類40頁から45頁に記載の第２号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

会場ご案内図

会 場	宮崎市広島２丁目１番31号 **宮崎太陽銀行本店２階会議室** 電話0985-24-2111（代表）

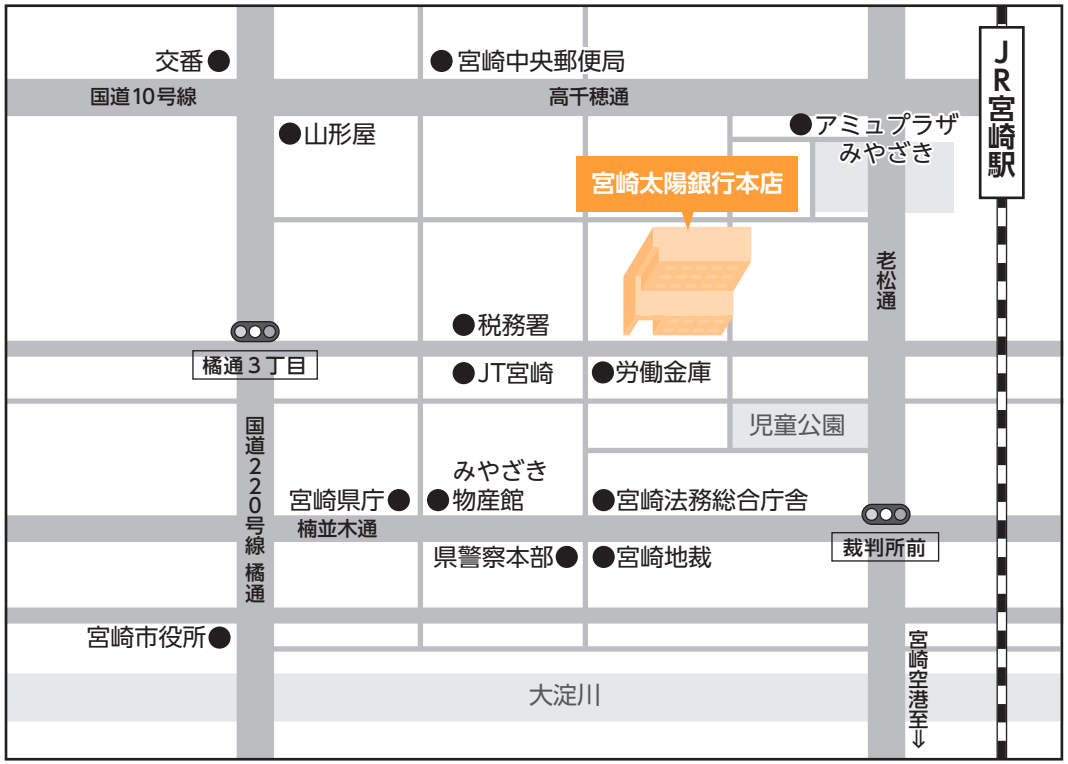

交通のご案内

- **宮崎空港**より……**車**で**15**分
- **JR宮崎駅**より……**徒歩**で**5**分
- **九州自動車道　宮崎ＩＣ**より……**車**で**15**分
- **宮崎港**より……**車**で**10**分

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。